

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

安易な気持ちで行かないで 着物の強引な勧誘に注意

知人に「呉服店に行けば何かもらえる」と誘われ、出向いたところ、6人くらいの定員に囲まれて反物を体に合わせられた。着物はほとんど着ないので断ったが、「セットで買うと20万円値引きする」と言われた。さらに断ると別室に案内され、「お金が無い」と言っても、「ローンを組める」などとしつこく勧められた。3時間以上も勧誘され、仕方なく約60万円の着物セットを20回の分割払いで購入してしまった。
(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

親しい人からの誘いでも、行った先で強引な勧誘を受けることがあります。安易な気持ちで行くのは要注意です。「お金が支払えない」と断ると、借金や分割クレジット払いを持ちかけられ、断る理由を封じられてしまうことがあります。望まない契約ならば、「いりません」「やめます」とだけ伝え、きっぱりと断りましょう。

国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

怪しいと思ったらすぐに相談 消費生活センターへ

新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルが増えてきています。些細なことでも構いません。怪しいと思ったらすぐに消費生活センターへご相談ください。来所が難しい場合はお電話でも受け付けております。遠慮なく村消費生活センターまでお電話ください。



相談事例・・・『なりすまし』

自宅の固定電話に男性の声で「新型コロナウイルスの検査が誰でも無料で受けられる」と言われた。「マイナンバーカードが必要」と言われ、持っていると言え、「検査は自宅で行われる簡易なものなので、これから自宅に行く」と言われた。違和感を覚えたので「市役所に確認する」と言うと、一方的に電話が切られた。詐欺ではないか。
(2020年3月受付 契約当事者50歳代 女性)

国民生活センターホームページ「新型コロナウイルスに便乗した悪徳商法にご注意！」より引用・抜粋

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】7月3日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379